

## 雇用調整助成金のご案内

今般の新型コロナウイルス感染拡大により、事業者様の経営状況の悪化が懸念されております。事業者様の資金繰り等に支障が生じることがないよう、厚生労働省より発信された情報に基づき、概要等ご紹介させていただきます。

詳しくは各ウェブサイトで最新の情報をご確認ください。

### 1. 制度概要

従前より、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主について存在していた雇用保険法に基づく雇用助成金の支給制度ですが、新型コロナウイルス感染拡大により、従前の制度に加え、新たに「雇用調整助成金制度の特例措置」が設けられました。その後、要件緩和につき「雇用調整助成金の特例措置の拡大」として制度が拡充しております。

### 2. 対象期間

令和2年4月1日～令和3年2月28日の間に実施した休業等について適用

※1 休業等(休業・教育訓練・出向)の開始日とその期間内であること。

### 3. 対象地域

全国一律(地域によって内容に変更が生じることはありません。)

### 4. 支給対象となる事業主の主な要件

#### (1) 原則として雇用保険適用事業主

但し、雇用保険適用事業主でなくても、労災保険適用事業所等の事業主であれば「緊急雇用安定助成金」の対象となります。

※令和2年1月24日時点で事業所設置後1年未満の事業主も対象

#### (2) 生産指標要件

売上高・生産量等の事業活動を示す指標の最近1ヶ月の値が前年同月比で5%(注)以上減

(注) 対象期間の初日が令和2年4月1日より前の場合には10%

※前年同月と適切な比較ができない場合には以下のいずれかの月と比較。

① 前々年同月

② 前年同月から12ヶ月のうち適切な1ヶ月(雇用保険適用事業所でありかつ雇用保険被保険者を雇用している月に限る。)

#### (3) 休業手当支払い率

休業期間中の休業手当の額が、平均賃金の60%を上回っていること

## 5. 対象となる労働者

雇用保険被保険者でない方(20時間未満の労働者)は、通常の場合、雇用調整助成金では支給対象の労働者となりませんが、一定の要件を満たした場合、「緊急雇用安定助成金」の対象とされます。

## 6. 休業に関する主な要件

- (1) 労働組合又は労働者の過半数を代表する労働者との間で、書面により休業等の実施について労使協定を行うこと  
※前述のとおり雇用調整助成金の支給対象となるためには、労使協定において休業手当の支給率を平均賃金の60%以上とする必要があります。
- (2) 所定労働時間内に部署・部門などの一定のまとまりで行われる1時間以上の短時間休業

## 7. 助成額

- (1) 休業を実施した場合の助成額は、次の①と②を乗じた額です。

- ① 休業を実施した場合に支払った休業手当に相当する額
- ② 助成率
  - (ア) 原則
    - 中小企業：4/5 ○大企業：2/3
  - (イ) 解雇等を行わない場合
    - 中小企業：10/10
    - 大企業：3/4

ただし、1人1日当たり15,000円を上限。

(注) 「中小企業」「大企業」の定義については、以下「雇用調整助成金ガイドブック(簡易版)」10ページをご参照ください。<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000644877.pdf>

- (2) 教育訓練の加算額  
教育訓練を実施した場合は、さらに訓練費として、1人1日当たり 中小企業:2,400円、大企業:1,800円を加算します。(教育訓練の加算額は上限額の計算に含みません。)
- (3) 支給日数  
対象期間内(4/1～2/28)に実施した休業で、一定の方法により計算した休業等の日数

## 8. 受給手続きの流れ



### (1) 労使協定

労使間で休業にかかる協定を締結します。

### (2) 休業の実施

休業を実施します。

### (3) 支給申請

休業の実績に基づき、支給申請をします。

支給申請は「支給対象期間」ごとに申請し、支給対象期間の末日の翌日から2ヶ月以内に提出する必要があります。

支給対象期間の初日が1/24～6/30の休業の申請期限は、特例により9/30までとなります。

※申請に必要な提出書類については、後記「10. 支給申請の手続き」をご参照ください。

### (4) 労働局の審査

支給申請の内容について労働局で審査が行われます。

### (5) 支給決定

書類が整っている場合には、支給申請書を提出後、1ヶ月程度で支給可・不可の決定が行われ、支給が決定した場合には、支給決定額が振込まれます。

申請の結果は支給申請を提出した管轄労働局又はハローワークから事業所宛に通知書が送付されます。

**(注)令和2年5月19日より休業等計画届出の提出が不要とされ、支給申請のみの手続とされました。**

## 9. 支給申請の手続き

休業を行った場合の支給申請に必要な書類は以下の通りです。

	書類の種類		備考
ア	様式特第6号 (共通要領様式第1号)	支給要件確認申立書・役員等一覧	計画届に役員名簿を添付した場合は不要
イ	様式特第7号又は10号 (新型コロナウイルス感染症関連)	(休業等)支給申請書	<u>自動計算機能付き様式</u>
ウ	様式特第8号又は11号 (新型コロナウイルス感染症関連)	助成額算定書(注1)	<u>自動計算機能付き様式</u>
エ	様式特第9号又は12号	休業・教育訓練実績一覧	<u>自動計算機能付き様式</u>
オ	様式特第4号	雇用調整事業所の事業活動の状況に関する申出書	【添付書類】(注2) 「売上」がわかる既存書類の写し ※ 会計システムの帳簿など
カ	確認書類①	休業協定書(注3) (労働組合等との確約書等でも代替可)	【添付書類】 (労働組合がある場合) 組合員名簿 (労働組合がない場合) 労働者代表選任書 ※実績一覧表(様式特第9号又は12号)の署名または記名・押印があれば省略可
キ	確認書類②	事業所の規模を確認する書類	既存の労働者名簿及び役員名簿 ※ ※中小企業の人数要件を見込んでいる場合、資本金を示す書類は不要
ク	確認書類③	労働・休日の実績に関する書類	A. 出勤簿、タイムカードの写しなど ※ (注4) B. 就業規則など
ケ	確認書類④	休業手当・賃金の実績に関する書	A. 賃金台帳の写しなど(注5) ※ B. 給与規定など

### ※ 小規模事業主の手続きの簡素化について

小規模事業主(従業員概ね20人以下の会社や個人事業主の方)の支給申請に必要な書類については、支給申請書類(様式特小題1号(別紙含む)、2号、3号)及び※の確認書類のみへと簡素化されました。(令和2年5月19日改定)

詳細は下記厚生労働省HP「雇用調整助成金支給申請マニュアル」をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000639652.pdf>

(注1) 助成額について、支給申請の際に用いる「平均賃金額」や「所定労働日数」の算定方法を大幅に簡素化し、次のように算出できるようになりました。

(1) 「労働保険確定保険料申告書」だけでなく、「源泉所得税」の納付書を用いて、1人当たりの平均賃金額を算定できるようになりました。

この場合、お手元に保管している納付書をご利用ください。

(2) 「所定労働日数」の算定方法を簡素化しました。詳しくは、雇用調整助成金の支給要領をご覧ください。

- 休業等実施前の任意の1か月を基に「年間所定労働日数」を算定
- 「所定労働日数」の計算方法の簡略化

(注2) 「オ」の添付書類について

生産指標の確認のための書類で最近1か月分及び前年同月分の売上高、生産高又は出荷高を確認できる書類

(注3) 「カ」確認書類①(休業協定書)について

雇用調整の実施について労働組合等との間で締結した休業協定書

※休業協定書の記載内容については、以下「雇用調整助成金ガイドブック(簡易版)」10,14ページをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000644877.pdf>

(注4) 「ク」確認書類③A.について

シフト制、交替制又は変形労働時間制をとっている場合は、労働者ごとの具体的な労働日・休日が見える「勤務カレンダー」「シフト表」などの書類

(注5) 「ケ」確認書類④A.について

判定基礎期間を含め前4か月分(賃金や手当の支払い方法が協定に定める方法と相違ないと確認できる場合は1か月分)の提出が必要となります。

なお、休業日に支払われた休業手当と、通常の労働日(時間)に支払われた賃金・手当等とが明確に区分されて表示されていることが必要ですが、休業手当等の額と賃金の額が同額である場合は、休業手当等の額が区分されていなくてもかまいません。

(注6) 提出先

支給申請は、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワークとなります。また、**オンライン・郵送での提出も可能**です。

オンライン受付システムについては下記厚生労働省HP「雇用調整助成金等オンラインシステムについて」をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000631527.pdf>

《 各種申請書等の様式ダウンロード先 》

■厚生労働省HP「雇用調整助成金の様式ダウンロード(新型コロナウイルス感染症対策特例措置用)」参照

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchuseijoseikin\\_20200410\\_forms.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchuseijoseikin_20200410_forms.html)

## 10. 問い合わせ先等

その他詳細は最寄りの都道府県労働局又はハローワークへお問合せ下さい。  
厚生労働省HP「雇用調整助成金窓ロ一覽」参照

お問い合わせ先 最寄りの都道府県労働局又はハローワーク

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10702.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10702.html)

雇用調整助成金コールセンター

0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む）

### 《 情報リンク集 》

■厚生労働省HP「雇用調整助成金FAQ(8/1現在版)」

※「申請手続」➤「特例措置の詳細や、手続きの詳しいご案内」内参照

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html#inquiry](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html#inquiry)

■厚生労働省HP「雇用調整助成金ガイドブック(簡易版)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000636721.pdf>

■厚生労働省HP「雇用調整助成金」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

### 【ご参考】

第2次補正予算案の成立により、休業者への直接給付の制度である、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金が創設されました。

令和2年7月10日より、郵送による申請の受付が開始されております。

詳細は、下記厚生労働省HP「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>